**稲城市商工会発行プレミアム付き商品券事業細則**

１(趣　旨)

稲城市商工会(以下「本会」という)が実施するプレミアム付き商品券（以下「商品券」という）事業について、本細則にて取り扱いを定める。

２(目　的)

この事業は、本会が商品券を発行することにより、消費者の利便を図るとともに、

消費者の流出防止対策の一助とし、あわせて稲城市の商工業の振興に資することを

目的とする。

３(商品券の名称及び種類)

　商品券の名称は、「稲城なしのすけ商品券」とする。

 2 商品券は額面500円、一種類とする。

４(商品券の発行者及び販売場所)

商品券の発行者は本会とする。

2　本会に稲城市商工会商品券発行事業運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

3　商品券の販売場所は本会及び別途定める販売所とする。

５(商品券の内容)

商品券の発行額は、１億１，０００万円とする。

2 額面500円の商品券２２枚綴り(11,000円分)を１０，０００円で販売する。上記２２枚の内、大型店等(大規模小売店舗立地法で規定する大型店をいう。核店舗以外のテナント店及びチェ－ン店も含む）では１２枚のみ利用することが出来る。大型店以外では利用制限が無く、２２枚すべて利用出来る。

1. 商品券のプレミアム（上乗せ）総額は１，０００万円とする。

６(発売期間)

**商品券の販売期間は、平成２９年７月２１日から平成２９年１２月３１日までとする。**ただし、販売が５に定める発行総額に達した場合は、それまでの期間とする。

７(有効期間)

**商品券の有効期間は、平成２９年７月２１日から平成２９年１２月３１日までとす**

**る。**この有効期間を経過した商品券は無効とする。

８(加盟店の範囲及び義務)

商品券を取り扱う事業所（以下「加盟店」という）は、稲城市内で事業を行う者の

うち、次の条件に該当する事業所とする。

1. 前回の登録事業所で、当該事業に参加を希望する事業所

（２）(1)以外で、当該事業に参加を希望する事業所のうち、本会が認めた事業所

1. 加盟店は、本会発行の加盟店用のポスター等を必ず掲示すること。

９(購入対象者)

　　 商品券購入対象者の住所を限定しない。

１０(商品券の購入限度額)

商品券購入者の購入限度額は一人当たり最高２０万円(２０冊)までとする。

1. 商品券購入者は購入日、購入冊数、金額を所定の商品券購入申込書に記入し本会または別途定める販売所に提出すること。

１１(対象商品等)

商品券は、加盟店の全ての商品及びサービス等について使用出来るものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

　商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペードカード、たばこ、電子マネー

へのチャージ、ゴミ袋、ゴミ処理券等換金性の高いもの。

１２（イベント）

**商品券一冊毎に抽選券を添付し、当選者１００名に稲城の太鼓判、なしのすけグッズの賞品を進呈する。なお、抽選箱は商品券販売所に設置し、受付は１０月１６日まで。**

１３(換金手続)

加盟店は、消費者が使用した商品券を換金する時、商品券裏面の指定欄に自店名を記入、捺印の上本会に提出する〔ただし、土曜、日曜、祝日を除く、午前１０時から午後４時までとする。〕

　換金の際、加盟店は手数料として次の金額を負担すること。

加盟店が本会の会員の場合、額面金額の0％相当額。

加盟店が本会の非会員又は本会会員の大型店等の場合、額面金額の１％相当額。

加盟店が本会の非会員大型店等の場合、額面金額の2％相当額。

本会はこれらの手数料を差し引いた金額を小切手にて換金するものとする。

１４(換金期間)

**１３に定める換金手続きは、平成２９年７月２１日から平成３０年２月１５日までとする。**期間を経過した商品券は換金できない。

１５(釣り銭)

消費者が、額面金額に達しない利用をした場合は、釣り銭は出さないものとする。

１６(不正使用の禁止)

　商品券を購入した者は、次のことを行ってはならない。

　ア　商品券を他人に売却すること

　イ　商品券を担保に供し、又は質入れすること

　ウ　加盟店が自らの商品仕入等に利用すること

　エ　その他、本商品券事業の目的に反する行為を行うこと

１７(会　計)

　商品券に関する会計は、本会一般会計の商業等活性化事業費として処理する。

１８(帳簿類)

　商品券及び本事業に関する帳簿類は、本会が作成管理する。

１９(未販売商品券並びに換金後商品券の管理)

　未販売商品券並びに換金後商品券は本会が管理する。

２０(商品券の事故)

　本会が保管中の商品券について、紛失、盗難、その他事故が発生した場合には本会が責任を負うものとする。

　2　別途定める販売所に於いて発生した事故は、販売所が責任を負うものとする。

　3 加盟店に於いて発生した事故は、加盟店が責任を負うものとする。

　4 購入者の手元で発生した事故は、購入者の責任とする。

　5 本会は不測の事故に対処するため、万全の処置を講ずるものとする。

２１(その他)

　この細則に定めのない事項については、委員会の議決を経て別に定める。